柏市農業委員会だより広告掲載要領

制定　平成２６年　３月２５日
施行　平成２６年　４月　１日

（目的）

１　この要領は，柏市農業委員会が発行する柏市農業委員会だよりへの広告掲載に関し，必要な事項を定めるものとする。

（掲載の範囲）

２　広告を掲載することができる者，広告の内容及び広告のデザイン範囲は，柏市広告物掲載取扱要領の規定の例による。

（広告の規格，掲載位置及び枠数）

３　広告の規格，掲載位置及び枠数は，柏市農業委員会会長（以下「会長」という。）が別に定める柏市農業委員会だより広告募集要項においてこれを指定する。

（広告掲載料）

４　広告掲載料については，類似する広告の市場価格等を勘案し，会長が別に定める柏市農業委員会だより広告募集要項においてこれを指定する。

（広告の優先順位）

５　会長は広告掲載希望者が第３項に規定する枠数を超えた時は，農業に関わる者を優先し，その中及びそれ以外では次の順位により決定する。

(1) 市内に事業所を有する企業等の広告
(2) 前号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告
(3) 国，地方公共団体及び公社，公団，公益法人及びそれに類するものに係る広告
(4) その他掲載することが適当であると会長が認める広告

（募集方法）

６　募集方法は公募とし，柏市ホームページ等に募集要項等を掲載して希望者を募るものとする。

（広告掲載の申込）

7　柏市農業委員会だより広告掲載申込書（様式第１号）により，募集要項において指定する期間内に会長に申込むものとし，申込者は，次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市税の滞納がないもの

(2) 入札等における指名停止のないもの

（広告掲載の審査・決定）

8　会長は，前項第１号の申込書を受理したときは，掲載の可否を審査・決定し，その結果並びに掲載内容及び条件について，柏市農業委員会だより広告掲載決定通知書（様式第２号）又は柏市農業委員会だより広告非掲載決定通知書（様式第３号）により，広告掲載希望者に通知する。

（広告料金の支払い）

9　申込者が支払いを行うときは，市の発行する納入通知書に記載された納入期限までに，市の指定する口座に振り込むものとし，広告料金その他契約に基づいて申込者から市に支払われる金額の支払いについて必要な費用は，申込者の責任とする。

（広告内容の責任）

１０　広告の内容については，すべて申込者の責任とする。

（広告内容等の変更要求）

１１　会長は，広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し，若しくはそのおそれがあるとき，又はこの要領に抵触していると判断した時は，広告主に対しての広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

１２　会長は，次に該当する場合には，広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前項の規定による広告内容等の変更の求めに広告主が応じないとき。

(2) 広告主，広告の内容等が各種法令等に違反し，若しくは抵触するものであるとき。

(3) その他，柏市農業委員会だよりへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

（広告掲載の取下げ）

１３　広告主は，自己の都合により，広告掲載を取り下げることができるものとする。
１４　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは，広告主は書面により会長に申し出なければならない。
１５　第１３項の規定により広告掲載を取り下げた場合は，納付済みの広告掲載料は返還しない。
１６　会長は第１３項の規定による取り下げにより費用が生じたとき，必要経費を申込者に対して請求することができる。

（免責）

１７　会長及び柏市は，申込者が広告掲載に関して被った損害について，賠償する責任を負わない。
１８　第三者から，広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は,広告主の責任及び負担において解決することとする。

附　則

この要領は，平成２６年　４月　１日から施行する。